

## GC10 原則、ILO条約、OECD基準の総合的な推進に向けて

1. 「はじめに」にかえて: グローバル化のネガティブ・インパクト克服の取り組み (GC もその一環) の経過を振り返る

・1995 年 国連・世界社会開発サミット: 貧困、雇用、社会的統合が主要テーマ。WTO の発足。

World Summit for Social Development (WSSD). 「社会的排除」(exclusion) から「社会的統合」(inclusion) にむけ社会開発戦略を「宣言」および「行動計画」で示す。

・1996 年 ICFTU 第 16 回世界大会(ブラッセル): グローバルな市場—労働組合に対する最大の挑戦。

①労働者および労働組合の権利の擁護・確立への闘い、②基本的労働基準を自由な貿易と結びつけ、雇用創出と社会正義をグローバルな経済を運営する新たな国際ルールの主要な目標にさせる闘い、③世界的な組織化・組織拡大の推進、④

多国籍企業に対抗する労働組合の力の構築、⑤女性労働者の前進、の 5 課題を優先して取り組むこと決定。

・1997～8 年 アジア金融・経済危機。

・1998 年 ILO「新宣言」採択: 中核的労働基準(4 分野 7 条約、99 年から 8 条約)の尊重順守の義務化。

「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」とフォローアップを採択。「すべての加盟国は、問題になっている条約を批准していない場合でも、ILO の加盟国である事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従い、これらの条約の対象になっている基本的権利に関する原則、すなわち、①結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、②あらゆる形態の強制労働の禁止、③児童労働の効果的な廃止、④雇用および職業における差別待遇の撤廃、を尊重し、促進・実現する義務を負うことを宣言する」とし、①87 および 98 号、②29 および 105 号、③138 および 182 号、④100 および 111 号、の 4 分野 8 条約の中核条約の適用・実施状況を、

2000年から毎年ILO総会で①～④の順番で「グローバル・リポート」と称し報告するフォローアップを行っている。

- ・1999年 UN-Global Compact 提唱(アナン UN-GS)。WTO 閣僚会議(シアトル)。ILO ソマビア事務局長就任。ディーセント・ワーク提唱。

「適切な水準の社会保障および賃金・労働条件が確保された社会的意義のある生産的労働」をいう。我が国では「働きがいのある人間的な仕事」と使われている。

- ・2000年 ICFTU 第17回世界大会(ダーバン):グローバル経済の民主化—21世紀における労働組合と社会正義。ミレニアム・レビューとグローバル・ユニオン結成。UN-Millennium Summit: UN-MDG 設定。ILO 総会グローバル・リポート開始。OECD 多国籍企業ガイドライン大改正。

ICFTU(当時)、ETUC、GUFs、OECD-TUAC で構成した共同戦線。

国連ミレニアム開発目標。8 目標(極度の貧困と飢餓の撲滅、普遍的初等教育の達成、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上、幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止、環境の持続可能性の確保、開発のためのグローバル・パートナーシップの推進)、18 ターゲット、48 指標を示し2015年までの実現を目指す。

加盟国の NCP 設置義務と加盟国以外からのガイドライン違反にむけた問題提起ができるようになった。

- ・2001年 世界社会フォーラム開始(ブラジル・ポートアレグレ)。ILO 総会事務局長報告「ディーセント・ワーク欠如の削減」。
- ・2002年 ILO「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」設置[iv]。ILO 総会事務局長報告「児童労働なき将来」。

26人の「賢人」で構成。スティグリッツもメンバー。経営者代表2人のうちの1人として西室東芝会長(当時)も参加。労働界からはスイニーAFL-CIO 会長とバヴィ南ア COSATU 書記長が参加。フィンランドのハロネン大統領(女性、「北」、「勝ち組」とタンザニアのムカパ大統領(男性、「南」、「負け組」)が共同代表。

- ・2003年 ILO 総会事務局長報告「貧困からの脱却」。
- ・2004年 ILO「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」報告。ILO 総会事務局長報告「公正なグローバル化とILOの役割」。ICFTU 第18回世界大会(宮崎):連帯のグローバル化。新国際組織結成決定。

2年間の調査・検討を経て発表された。「我々が求めているのは、普遍的な価値に基づく力強い社会的側面を備え、人権と個人の尊厳が尊重されるグローバル化のプロセスである。公正で、包括的かつ民主的に運営され、世界の国々の人々に、機会と目に見える形での恩恵をもたらすプロセスである」としたうえで、「そのようなプロセスを実現するため、我々は呼びかける」として、次の項目を挙げた。①人を重視する、②民主的で実効性をもつ国家、③持続可能な発展、④生産的で公正な

市場、⑤公正なルール、⑥連帯感あるグローバル化、⑦人々への説明責任、⑧より深いパートナーシップ、⑨実効性のある国連、である。そして、①変化のためのヴィジョン、②グローバル化とその影響、③変化のための戦略、④グローバル化のガバナンス、⑤自国から始める、⑥グローバルレベルでの改革、⑦変化のための行動を組織化する、に関して調査・分析し問題提起した。

- ・2005年 ILO 総会事務局長報告「世界的雇用危機」。
- ・2006年 ITUC 結成、ILO アジア地域会議(「DW 実現アジアの10年」採択)。ILO 総会事務局長報告「仕事の世界におけるパターンの変化」。
- ・2007年 ITUC-AP 結成。ILO 総会事務局長報告「持続可能な開発促進とディーセント・ワーク」: Green jobs initiative を提唱。多国籍企業と社会政策に関する ILO3 者宣言 30 周年。ハイリゲンドム・サミット、ドレスデン労働大臣会合へ政策提言・要請。

ハイリゲンドム・サミットにむけた要請事項: ①ソーシャル・パートナーと連携し、最低賃金の向上、社会的保護への投資、技能、教育、イノベーションの高度化を通じて成長の果実を公正に分配する。②OECD 地域全域で成長のバランスを取り直して高い雇用水準を確保し、また貿易不均衡是正が不規則な形で行われるリスクを減らす。③中核的労働基準や企業の社会的・環境的責任に加え、経済の「金融化」有害な作用を緩和しヘッジ・ファンドやプライベート・エクイティ・ファンドの攪乱的な行動を変える規制措置を網羅した、公正なグローバル化に向けたルールを構築・強化する。④ディーセント・ワークの創出と、発展途上国に約束した債務帳消しと開発援助額の倍増、HIV/AIDS 患者の治療へのユニバーサル・アクセスの提供を履行することにより、発展途上国のミレニアム開発目標達成を支援する公約を果たす。⑤気候変動の社会的、経済的影響と必要な緩和対策に対応するため、「公正な移行」と「グリーン・ジョブ」創出のプログラムを導入する。

- ・2008年 洞爺湖サミット、新潟労働大臣会合への政策提言・要請。

新潟労働大臣会合にむけた要請事項: ①失業増のリスクを削減しディーセント・ワークを支えるための政府の足並みの揃った政策対応、②金融化が雇用に及ぼす可能性のある負の影響を相殺する手段、とりわけプライベート・エクイティを含む投資家すべてに対する公正な規制を担保する手段、③政府による政策の全ての関連分野において「公正監査」を促進することを含めた、拡大する不平等に対処するための行動、④多数の G8 諸国における労働市場の不安定性、雇用保障の欠如、(常用雇用者の)臨時雇用化を是正するための行動、⑤地域格差を縮小するための行動、⑥貿易交渉において、グローバルな一貫性および貿易交渉の発展促進的成果を確かなものとし、気候変動、そして「グリーン・ジョブならびに持続可能な雇用アジェンダ」を発展させるという課題に対処するための行動、⑦2007年のドレスデン労働大

臣会合での成果をベースとした前進。特に、グローバル化の社会的側面や企業の責任および義務に対するより一層実効性のあるアプローチの策定。

## 2. 「克服策」実施の目的に照らして

- ・グローバル化(Globalization)を「国民国家(Nation State)の存在と機能が前提とする国家間関係の進展現象」である国際化(Internationalization)と異なる「国のイニシアティブや意図、管理能力を超えた国家間ではなく超国家的進展現象」ととらえる場合、そのネガティブ・インパクトの克服は如何なる取り組みを通じて可能か？
- ・全地球的な統治機構が不在である現状では、その機能に多くの不十分さがあっても、国連、国際機関、政府間会合などへの働きかけを通じ Good Governance の実態を作り上げ、さらに改革を求めていく以外に実践的な手段はない。

## 3. OECD 多国籍企業ガイドライン適用実態、2000 年改正、さらなる改革へ

### ・ガイドライン採用国

加盟 30 カ国以外に、10 カ国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、エジプト、エストニア、イスラエル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロベニア)が採用  
ロシア、中国、インド、南ア

[加盟国は、①EU加盟国(19か国)：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア。②その他(11か国)：アメリカ、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、スイス、ノールウェー、アイスランド、トルコ、日本、韓国]

### ・2000年改正の概要

- ①・多国籍企業ガイドラインの包括的適用 多国籍企業内のあらゆる構成要素(親会社および・または現地法人)に対する取り組み
- ②・サプライチェーンへの言及
- ③・労働者の権利に関するより強い表現 中核的労働基準を包含、従業員代表への便宜供与、業務における労働安全衛生を確保、地元の人材雇用と訓練実施、事業再構築の際に従うべき手順、団結権を行使しようとする労働者を脅迫することは許されない
- ④・贈収賄および消費者利益に関する新しい章
- ⑤・環境に関する章の増補
- ⑥・実施手続きの強化 政府:NCP を設置する法的義務

### ・適用に関する実態

- ① 2001 年以降労組が提訴したのは 90 件

② 主な違反内容

③ 地域的特徴

④ 審理期間など

・実施メカニズムに関して

① NCP の設置のされ方

② 課題

③ NCP の機能強化にむけて

・さらなる改革に向けて

① NCP の能力強化

② ピアレビュープロセスの採用

③ 輸出信用保証とのリンク

④ 地域別の取り組みの強化

⑤ G8 宣言と波及

⑥ OECD/ILO 円卓会議

#### 4. ILO での取り組みと方向性

・ディーセント・ワーク実現に向けて

① 4 つの戦略的目標とジェンダー平等原則

② MDG と統合した取り組みの追求

③ 環境問題との統合 Green jobs initiative

④ DWCP の策定と推進

・ILO の機能強化と総会議題の設定

① 「SILC」の総会討議

② 2009 年および 2010 年総会議題の特徴

#### 5. 日本での取り組みをどう進めるか

① 運動の統合に向けて

② 貧困・格差問題、CSR や環境問題への関心の高まりをいかに活用するか

③ 政治課題化し政策策定・実施のプロセスに乗せる